令和８年（フ）第２４０３号
神奈川県鎌倉市植木820番地　エミネンス湘南Ⅵ　405
債務者　瀧澤　　靖
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　侑希
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月３日午前11時50分
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２８５号
静岡県湖西市新居町新居99番地の３　ベルスウィング102
債務者　宮脇　典子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　宗介
4　破産債権の届出期間　令和８年11月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年１月27日午後２時
6　免責意見申述期間　令和９年１月27日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第８４９号
横浜市鶴見区矢向６丁目９番７号
債務者　古谷　　貴
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤　幸次郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　令和９年２月２日午前10時
6　免責意見申述期間　令和９年２月１日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第７５１号
広島県呉市豊町大長5015―２、住民票上の住所広島県東広島市西条町下三永730番地21
債務者　廿日出　秀一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田口　靖晃
4　破産債権の届出期間　令和８年11月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月20日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４９号
広島県庄原市西城町八鳥1417番地
債務者　重原農園こと　重原　盛導
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今岡慶太郎
4　破産債権の届出期間　令和８年11月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月22日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第５２５号
大分市中津留１丁目４番２―103号　ポラリス中津留
債務者　川崎　琢哉
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　貴史
4　破産債権の届出期間　令和８年12月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年２月５日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２号
山口県下関市豊浦町大字川棚6846番地５
債務者　藤中　凌太
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　善朗
4　破産債権の届出期間　令和８年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月18日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　令和９年１月15日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１２０号
山形県長井市時庭844番地の２
債務者　大場　康治
1　決定年月日時　令和８年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１２４号
山形県長井市宮1410番地19
債務者　竹田　昭子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月８日まで
山形地方裁判所米沢支部

令和８年（フ）第１９１号
山形市桜田東２丁目11番16―404号　コーポ・ロイヤル桜田
債務者　丸山　瑠華
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月９日まで
山形地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１９４号
千葉県旭市西足洗3343番地９
債務者　泉　　樹生
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２０４号
千葉県山武市白幡2082番地２　サンハイツ白幡207号室
債務者　武田かづさ
1　決定年月日時　令和８年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第２００５号
名古屋市千種区今池５丁目14番４号　ライオンズマンション今池208号
債務者　尾崎涼大郎
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１６４号
愛知県東海市高横須賀町藪下20番地の３　フリージア203号
債務者　宮村　冬馬
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部